**平成２１年（フ）第２２２２９号**
埼玉県羽生市大字神戸39―２―Ａ201
債務者　針谷　栄吾
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２３５号**
秋田県秋田市下新城中野街道端西241―195、住民票上の住所東京都台東区下谷２丁目24―11―1105
債務者　芝　　忠雄
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２３６号**
東京都荒川区荒川５丁目28―１―102
債務者　音田　慶一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２３８号**
東京都足立区青井２丁目24―５―102
債務者　照井　明美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２４３号**
京都府福知山市荒河東町164　カサベルデＣ202
債務者　土井　優子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２４４号**
神奈川県川崎市川崎区昭和２丁目６―９―202
債務者　佐和田玉美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２４５号**
東京都八王子市長房町588　長房アパート西10―802
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２４６号**
東京都国分寺市富士本１丁目27―52―205
債務者　木村　信一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２５０号**
東京都渋谷区笹塚１丁目12―15―203
債務者　猪野　美紀
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２５４号**
東京都北区十条仲原４丁目13―２
債務者　林　　智子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２５５号**
神奈川県藤沢市白旗２丁目15―10―307
債務者　北代　香子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２５８号**
東京都足立区西新井本町３丁目４―５―307
債務者　高宮　作榮
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２５９号**
埼玉県越谷市大字弥十郎362―３
債務者　大西　祐子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２６１号**
埼玉県さいたま市北区奈良町136―58―12―104
債務者　大津　　功
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２６３号**
東京都葛飾区亀有２丁目50―５―202
債務者　高橋　雄一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２２２６９号**
千葉県習志野市東習志野６丁目13―19―306
債務者　戸西　靖光
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部